

『なるほどジェンダー』



パネル展

「みんなで回ろう！男女平等参画フェスタ スタンプラリー」ゴールの 学習室B では、
「第42回 男女平等参画フェスタ 2022 in リーブラ」にご来館されたすべての方を対象に～みんなであつなごろう！～をテーマに交流するスペースと、ジェンダーにまつわる日常生活のちょっとしたエピソードをイラストで表現したパネル『なるほどジェンダーパネル』（作成：公益財団法人日本女性学学習財団）のパネル展を開催します。スタンプラリー参加とともに是非お立ち寄りください。

パネル『なるほどジェンダー』

女性と人権

「女性の権利は基本的人権である」。1993年の世界人権会議で採択されたウィーン宣言の中で、初めて女性の権利は基本的人権であることが明言されました。翌1994年のカイロ国際人口開発会議では、「生涯を通じた性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライフ）」が提唱されました。

国連においては、国連経済社会理事会及び設置された人権委員会及び婦人の地位委員会を中心として、基本的人権の尊重、男女平等の実現に向けた積極的な取組が行われ、1979年第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。同条約は、「女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものである」とし、条約締結国は男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

1995年12月の国連世界女性会議では、この条約に鑑み、その理念に沿うべく、男女平等に向けたさまざまな法整備等に取組んでいます（男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、DV防止法など）。しかし、現実には「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という意識や慣行・制度が、男女の格差を再生産し、さらに女性に対する暴力、性の商品化など、女性の人権を侵害し軽視する行為があつたを懸念します。

改めて「女性の権利は基本的人権」であることを念頭に、ジェンダー平等について考えてみましょう。

公益財団法人 日本女性学学習財団

大人になっても「女の子」〈呼称・職場編〉



©2022 JSTON
03-5561-1111 | www.jston.or.jp

